

平成 27 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 長 門 正 貢
(コード番号：7182 東証)
問 合 せ 先 コーポレートスタッフ部門広報部（報道担当）
(TEL. 03-3504-4440)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 27 年 9 月 10 日開催の当行取締役会において、当行普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおり当行普通株式の売出し（以下「本株式売出し」という。）の実施を承認する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当行普通株式の売出しの件

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当行普通株式 412, 442, 300 株
かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「国内
売出し」という。）に係る売出株式数は 329, 953, 800 株、海外市
場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール
144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）におけ
る売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は
82, 488, 500 株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株
式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成
27 年 10 月 19 日）に決定される予定であり、同日に開催予定の取
締役会において承認する予定である。上記売出株式数は変更され
る可能性があり、その場合、平成 27 年 10 月 7 日に開催予定の取
締役会において承認する予定である。 |
| (2) 売 出 人 | 日本郵政株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（今後開催する取締役会において承認する仮条件をもとに、
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総 |

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

合的に勘案した上で、売出価格決定日（平成 27 年 10 月 19 日）に決定される予定であり、同日に開催予定の取締役会において承認する予定である。）

(4) 引 受 価 額 未定（今後決定される売出価格の仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（平成 27 年 10 月 19 日）に決定される予定であり、同日に開催予定の取締役会において承認する予定である。）

(5) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受人（以下「国内引受人」と総称する。）に、国内売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。なお、国内売出しにおけるジョイント・ブックランナーは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社とする。

② 海外売出し

売出価格での海外市場における売出し（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）とし、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited 及びUBS AG, London Branchを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下、

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

国内引受人とあわせて「引受人」と総称する。)に、海外売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。

国内売出し及び海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社とする。

- (6) 申込期間 平成27年10月20日(火曜日)から
(国内) 平成27年10月23日(金曜日)まで
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 株式受渡期日 平成27年11月4日(水曜日)
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
- (10) 国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されることがある。また、海外売出しが中止された場合には、国内売出しも中止されることがある。さらに、本株式売出しと同時に、当行の親会社である日本郵政株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の普通株式の日本国内及び海外市場における売出しが行われる予定であり、それらの売出しのいずれかが中止された場合には、本株式売出しも中止されることがある。

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 当行が指定する販売先に対する親引けの件

上記1. の国内売出しに関し、国内引受人に対し、国内売出しに係る売出株式数のうち、74 億円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、ゆうちょ銀行従業員持株会を当行が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 当行普通株式の売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数	当行普通株式	412, 442, 300 株
	(うち国内売出株式数	329, 953, 800 株
	海外売出株式数	82, 488, 500 株)

最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記(3)記載の売出価格決定日に決定される予定である。

(2) 需 要 の 申 告 期 間 平成 27 年 10 月 8 日 (木曜日) から
(国 内) 平成 27 年 10 月 16 日 (金曜日) まで

(3) 売 出 価 格 決 定 日 平成 27 年 10 月 19 日 (月曜日)
売出価格は今後開催する取締役会において承認する仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、決定される予定であり、同日に開催予定の当行取締役会において承認する予定である。

(4) 申 込 期 間 平成 27 年 10 月 20 日 (火曜日) から
(国 内) 平成 27 年 10 月 23 日 (金曜日) まで

(5) 株 式 受 渡 期 日 平成 27 年 11 月 4 日 (水曜日)

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、株主の皆様への利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と財務体質の更なる強化のため、活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

平成30年3月期末までの間は当期純利益に対する配当性向50%以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指すとともに、今後の規制動向、利益成長や内部留保の充実等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討いたします。

ただし、平成28年3月期の期末配当については、上場から当該期末配当の基準日までの期間が6か月未満であることを考慮し、期末配当金額を平成28年3月期の当期純利益の25%以上を目安とする方針です。

(注) 上記の今後の利益配分等の記載は、一定の配当等を約束するものではありません。

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(4) 過去2決算期間の配当状況

回次		第8期	第9期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月
1株当たり当期純利益	(円)	78.81	89.58
1株当たり配当額	(円)	20.88	49.26
(1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)
自己資本当期純利益率	(%)	3.15	3.20

- (注) 1. 当行は平成27年8月1日に、普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり配当額を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、各期の当期純利益を、期中平均発行済普通株式数で除した数値です。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した値です。

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 配分の基本方針

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

4. ロックアップについて

本株式売出しに関連して、売出人である日本郵政株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の平成 28 年 5 月 1 日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、国内売出し、海外売出し及び当行による自己株式の取得に応じた当行株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を約束する書面を平成 27 年 10 月 19 日付で差し入れる予定であります。

また、当行はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式等の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を平成 27 年 10 月 19 日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

注意事項：

この文書は、当行株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。